

委員会提言

はじめに

今般、市町村からの一般廃棄物（ばいじん処理物）が、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）の定めるダイオキシン類の受入基準値を超過したまま搬入される事案が発生し、関係者、地元住民等の信頼関係のもと成り立っている大阪湾フェニックス事業を根底から揺るがす事態となった。

センターでは、廃棄物の受入に関する現状での課題を踏まえ、より適正な受入を行うための方策を検討すべく、「廃棄物受入に関する検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置し議論を重ねてきたところである。

この提言は、今後も続くフェニックス事業を円滑に進めるために、廃棄物の受け入れに関し必要な事項についてとりまとめたものであり、とりまとめに当たっては、委員各位の専門的知見に加え、関係者、地元住民等が納得できる対応であるか、かつ現実的な対応であるかという点に意を配したところである。

今後、関係者が平成 27 年度以降の受入業務内容を具体化していく過程で、本提言が活かされ、これまで以上に円滑なフェニックス事業の推進につながれば幸いである。

平成 26 年 12 月

廃棄物受入に関する検討委員会

委員長 藤 田 正 憲

提 言

大阪湾フェニックス事業の目的やこれまでの経緯及び現状での課題を踏まえ、関係者が共有すべき「基本姿勢」、「基準超過を防止するための対応」、「基準超過判明時の対応」の3つの視点からとりまとめ、以下のとおり提言する。

1. 基本姿勢

- ・ 大阪湾フェニックス事業は、近畿2府4県168市町村において発生する廃棄物を海面埋立てにより最終処分し、埋め立てた土地を活用して港湾機能の整備を図るものであり、多くの関係者が関わる広域的な事業である。
- ・ このため、本事業は、出資者はもとより、積出基地や処分場周辺の地元住民等の信頼関係がなければ成り立たないものであり、今、そのことを再認識して、信頼関係を維持しつつ事業推進に取り組んでいかなければならない。
- ・ とくに、排出事業者、センター、所管行政庁が各々の果たすべき責任と役割を確認した上で、相互に連携して一丸となって取り組むことが極めて重要である。

2. 基準超過を防止するための対応

(1) 基準超過の発生原因、改善策に係る情報の共有

- ・ 個々の事案について事業者が発生原因を究明し、再発防止に努めることは当然であるが、原因究明や再発防止対策の検討、評価には専門的な知識が求められる。
- ・ このため、排出事業者による原因究明や改善措置の過程で得られた知識や経験等について関係者が情報共有するなど、ナレッジマネジメントの手法を取り入れることが基準超過を防止する有効な手段である。

(2) 相互チェックの強化

- ・ センターでは、搬入される廃棄物が受入基準に適合していることを確認するため、これまで排出事業者による化学分析を求める契約時の事前審査や搬入施設（基地）での抜き取りによる化学分析検査を行ってきた。
- ・ しかしながら、センターによる抜取検査には限界があり、廃棄物の処理は、排出事業者が適切に検査、点検を実施し基準（法令）遵守することが基本でもあることから、排出事業者が基準超過を防ぐ検査体制の強化が必要である。

- ・ 排出事業者が基準超過物を搬出しないよう自ら検査を強化する一方、所管行政庁による立ち入り検査やセンターによる検査を実施することによりチェックするなど、重層的な体制を構築することが効果的である。
- ・ また、検査を迅速かつ効果的に行うため、ダイオキシン類の分析に簡易分析（生物検定）を組み入れるとともに、センターが行う検査の委託方法を工夫するべきである。

3. 基準超過判明時の対応

（１）厳格な措置

- ・ 廃棄物の適正処理、処分場周辺の環境保全、港湾利用というフェニックス事業の目的に適った土地を造成する観点から、一般廃棄物、産業廃棄物の区別なく、重金属・ダイオキシン類等の判定基準の超過が判明した場合には、まず搬入停止の措置を取り、原因の究明・改善措置をとるべきである。

（２）適正受入措置の速やかな対応

- ・ 一般廃棄物を取り扱う各自治体にあっては、搬入が停止すれば、域内の廃棄物処理が滞り、ひいては市民生活に影響が出る恐れもあることから、早急に原因を究明し改善措置を講じる必要がある。
- ・ また、センターは、事業者による改善がなされた場合には、速やかに確認して再開の手続きを行う必要がある。
- ・ センターにおいては、排出事業者に対し、改善の内容の報告、安定的に基準値を満足する検査結果の報告を求め、技術アドバイザーの活用や所管行政庁の意見聴取、審査機関の設置などにより、搬入再開の判断を速やかに行えるような体制を整え、運営する必要がある。

（３）公表のあり方

- ・ センター事業の透明性確保の観点から、受入基準超過事案等についてはセンターのホームページを活用するなどして、定期的に公表すべきである。
- ・ ダイオキシン類で超過度合が著しく大きいなど生活環境への影響が懸念される場合、度重なる基準超過がある場合、その他悪質性がある場合などについては、個別に公表すべきである。